

平成20 (2008) 年度 東京都予算編成 に対する要望

**平成19 (2007) 年12月19日
都議会民主党**

平成19(2007)年12月19日

東京都知事

石原慎太郎 様

都議会民主党

幹 事 長 田中 良

政策調査会長 山下太郎

平成20(2008)年度東京都予算編成に対する要望

政府の月例経済報告では、10月月例に続いて11月月例においても「景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、回復している」とし、先行きについては、「サブプライム住宅ローンを背景とする金融資本市場の変動や原油価格の動向」に留意する必要があるとしつつも、「企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる」としています。

また、いくつかのシンクタンクの中期見通しにおいても、2020年度までの日本経済は、「1%台半ばの成長を維持」（日本経済研究センター）、或いは「一時的な減速はあるものの、基本的には緩やかな拡大が続く」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）としています。

こうした中で自民、公明両党は、地域格差是正のためと称して地方法人特別税制度の創設を盛り込んだ税制大綱をまとめました。本来、自治体間の税収格差を調整し、ナショナルミニマムを保障するのは地方交付税制度の役割で、国の責任で措置されるべきものです。しかも、地方分権に伴い国から自治体への税源移譲が求められている中で、逆に自治体から法人事業税の半分を奪い、法人の事業所等の存在しない自治体にも配るという、質の悪い税制です。参議院において、否決するよう求めています。

また、平成19年度予算編成の際にも、「ニート」の社会復帰や「フリーター」「パート」「派遣労働」等の雇用条件の改善策を求めましたが、この間、福祉保健局や産業労働局の検討が進み、徐々に具体化してきています。このような「低所得者生活安定化プログラム」の充実を図るとともに、「現代の貧困」の態様や実態について調査するよう、改めて求めるものです。

深刻化する医師不足、とりわけ小児科医師、産科医師の不足に対しては、診療報酬の改善とともに病院勤務医師の激務改善策が必要です。

そして、安全・安心のまちづくりを進めるため、耐震診断・耐震改修に対する各種補助・助成制度に十分な予算措置を講じるとともに、対象の拡大や意識啓発など、各種制度を都民が積極的に活用するように促すための仕組みづくり、環境づくりを進めるよう求めるものです。

また、メディアリテラシーへの取組が必要です。今日の若い人たちは、20年30年前の若い世代とは比べ物にならない量の情報に囲まれています。受け取る側が、情報発信者の意図を読み取り、情報を自分の道具として使う能力を育てることが不可欠です。

これらの点を踏まえつつ、以下に提出する予算要望項目に十分配慮されるよう要請します。

尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望についても、特段の配慮を要望します。

以 上

【目次】

I 地域で支え合う安心の福祉	1
一 子育て環境の整備について	1
二 母子小児医療、小児救急医療の充実について	2
三 医療提供体制の確保について	3
四 心身障害者（児）福祉の推進について	4
五 新しい福祉を支える基盤づくりについて	5
六 高齢者福祉の推進について	6
七 健康の保持増進について	7
八 生活環境の安全確保について	7
II 安全・安心を守り、豊かな都民生活	9
一 都民の安全・安心について	9
二 交通安全対策の推進について	9
三 青少年育成総合対策の推進について	10
四 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について	11
五 都民との協働について	12
六 消費生活対策について	12
七 生涯学習及び芸術文化の振興について	13
III 生きる力を育む教育	14
一 心とからだの健康づくりについて	14
二 高等学校教育の振興について	14
三 特別支援教育の振興について	15
四 学校教育指導の充実について	15
五 私立学校の振興について	16
六 首都大学東京について	16
IV スポーツ振興、オリンピック招致に向けて	17
一 スポーツの振興について	17
二 2016年東京オリンピックの招致について	17
V 「水」と「風」と「緑」を変える	19
一 都市と地球の持続可能性の確保について	19
二 健康で安全な環境の確保について	20
三 自然環境の保全と再生について	20
四 安心の水の確保について	21
五 水の再生について	22

VI 産業の振興で東京を元気に	23
一 暮らしを支える産業の振興について	23
二 観光産業の振興について	23
三 農林水産業の振興について	24
VII 災害に負けないまちづくり	25
一 災害に負けないまちづくりについて	25
二 耐震改修の促進について	26
三 集中豪雨対策の強化について	27
VIII 魅力あふれる快適な都市づくり	28
一 都市開発の推進について	28
二 都市交通・物流基盤の整備について	28
三 快適な公共交通機関の整備について	29
四 住宅の供給について	30
五 建築行政について	31
IX 分権・改革の自治体に	32
一 国際関係について	32
二 分権改革の推進について	32
三 区市町村の振興について	33
四 行財政改革の推進について	33

I 地域で支え合う安心の福祉

一 子育て環境の整備について

- 1 子育て支援基盤整備包括補助金により、区市町村が地域の実情に応じて主体的に行う子育てサービス基盤の整備を支援すること。市町村が、地域の実情に応じて施策を行うことが出来るよう子育て推進交付金を交付すること。(福祉保健局)
- 2 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務づけるなど都独自の基準を持つ認証保育所の設置を推進するとともに、質を確保するため研修を実施すること。保育室に対し支援を行うこと。家庭福祉員制度を実施する区市町村に対し補助すること。(福祉保健局)
- 3 認証保育所に対する国の財政措置が講じられるまでの間、認可保育所との格差を是正するため、認証保育所保護者負担軽減補助を行うこと。(福祉保健局)
- 4 認定こども園については、不十分な国の財政措置を補う都独自の補助制度を引き続き行うこと。(福祉保健局)
- 5 事業所内保育所の設置を促進し、企業の次世代育成に対する取組を支援すること。あわせて、ワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。(福祉保健局)
- 6 病院内保育施設の運営に対し補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育の実施を図ること。設置費についても補助すること。(福祉保健局)
- 7 不足する保育所の設置促進のため、マンション等併設型保育所設置促進事業を実施すること。あわせて、認可保育所サービス向上支援事業、認定子ども園設置促進事業、開設準備軽費等の無利子貸付を実施すること。(福祉保健局)
- 8 一時・特定保育事業に対し補助すること。保育所における病児・病後児ケアの質向上を図るため相談支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 9 ファミリーサポートセンターへの助成及び助言・指導を行い、仕事と家庭の両立支援を推進すること。(福祉保健局)
- 10 児童相談所の機能を充実強化し、親と子を総合的に支援する拠点、地域支援の拠点として子ども家庭総合センターを設置すること。(福祉保健局)
- 11 子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村に対し、補助するとともに、きめ細かな地域の相談体制の充実をはかること。(福祉保健局)
- 12 要支援家庭の早期発見・支援事業を実施し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、適切な支援につなげるよう取り組むこと。出産後のケアを家族などから受けられないなど、特に支援を要する母子に対しサポート体制を確立し、虐待の未然防止を図ること。(福祉保健局)
- 13 児童の健全育成として、学童クラブを設置運営する区市町村に対し、補助を行うとともに、設置促進のための補助を行うこと。また障害児の受け入れに係る経費についても補助すること。(福祉保健局)
- 14 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童育成手当、児童扶養手当を支給するとともに、乳幼児や義務教育就学期の児童の医療費助成事業を実施すること。(福祉保健局)
- 15 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、養護児童グループホームの推進、養育家庭登録の促進・制度の理解を求めるため十分な広報を行うこと。また、

養育家庭へのサポートを行いともに支える支援機関を設置すること。(福祉保健局)

- 1 6 専門機能強化型児童擁護施設制度を引き続き実施し、治療的・専門的ケアを行うとともに、問題を抱えた児童の入所の増加に適切に対応するとともに、自立促進を図ること。再チャレンジホームを設置すること。入所需要が高まっている児童自立支援施設を強化すること。また、自立援助ホーム制度を充実させること。さらに施設等の退所児・者に対する支援を行うこと。(福祉保健局)
- 1 7 児童相談所の機能を強化するため、一時保護所の緊急整備、そのアセスメント強化、医療的ケアを必要とする児童等の一時保護委託の充実、家庭復帰後のアフターケアを新たに実施すること。(福祉保健局)
- 1 8 児童虐待防止のため、医療機関における対応能力強化事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 9 ひとり親家庭を支援するために、ホームヘルプサービス事業補助を実施するとともに、ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業(仮)を実施すること。また、雇用安定促進や相談体制の充実を図ること。(福祉保健局)

二 母子小児医療、小児救急医療の充実について

- 1 ハイリスク妊婦や新生児医療への対応として、NICUなど周産期医療システムの整備に補助すること。(福祉保健局)
- 2 二次医療圏における休日夜間等の中等症妊婦の緊急受け入れ及び周産期センターからの帰院搬送のための体制を整備すること。(福祉保健局)
- 3 一次、二次、三次の医療機関の機能分担と連携を進め、ネットワークグループの構築を図ること。(福祉保健局)
- 4 多摩地域の周産期医療システムの充実策として、多摩地域の周産期母子医療センターと、NICUは有さないが新生児医療に対応可能な医療機関との連携を強化すること。(福祉保健局)
- 5 母子、周産期医療の施設整備費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 6 発達障害、児童虐待などさまざまな子どもの心の問題にかかる医学的支援機能を有する拠点病院が関係機関への支援を行う「子どもの心の診療拠点病院整備支援事業」を実施し、子どものこころのケア充実を図ること。(福祉保健局)
- 7 小児慢性疾患児への医療費助成、未熟児等の医療給付、特定不妊治療費の助成を行うこと。(福祉保健局)
- 8 小児救急電話相談#8000は、休日・夜間も実施するなど体制を強化すること。(福祉保健局)
- 9 病気の子どもピアカウンセリングを実施すること。(福祉保健局)
- 1 0 小児救急医療対策として、区市町村が地域の実情に即した効果的な小児初期救急医療を実施できるよう運営費を補助すること。(福祉保健局)
- 1 1 区市町村が実施する小児初期救急医療の実施に当たって診療を行う固定施設の施設設備費を補助すること。(福祉保健局)
- 1 2 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保を図るため、臨床研修や地域研修会を実施すること。(福祉保健局)
- 1 3 小児救急患者に対し 365日、24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため運営費を補助すること。整備費についても補助すること。(福祉保健局)
- 1 4 重症以上の小児救急患者に対応するため、重症小児患者に対応するための医師を確保するこ

と。(福祉保健局)

- 1 5 小児救急に来院する多数の患者のなかから緊急度の高い患者を判別し、迅速な医療提供を行うトリアージを行う病院に対し必要な額を補助すること。また、軽症患者への対応を行うプライマリケア担当医を配置する病院に対し、必要な額を補助すること。(福祉保健局)
- 1 6 小児三次救急医療体制の整備と小児初期・二次救急医療機関との連携強化を図るため「小児三次救急医療ネットワーク運営協議会」を運営すること。(福祉保健局)
- 1 7 産科・小児科などの医師確保が困難となっている医療機関が、引き続き医療を提供できるよう、専門医の安定的確保に支援を行うこと。※医療提供体制確保再掲(福祉保健局)
- 1 8 病院勤務医師の過酷な勤務環境を改善するため、当直体制の見直し、医療クラークの配置を行う医療機関に支援すること。再就業支援対策を実施すること。※医療提供体制確保再掲(福祉保健局)

三 医療提供体制の確保について

- 1 地域医療システム構築のため、脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業、地域医療システム化推進事業、保健医療情報センター事業を実施すること。(福祉保健局)
- 2 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助を実施すること。(福祉保健局)
- 3 医療施設近代化施設整備費補助、療養病床整備事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 東京リハビリテーション病院の運営、地域リハビリテーション支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 がん医療の水準向上、がん対策の計画的な推進を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院を整備するとともに経費を補助すること。(福祉保健局)
- 6 がん登録支援事業、放射線・科学療法等施設設備整備費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 7 在宅緩和ケア支援事業、がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。また、在宅医療ネットワーク推進事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 歯周病疾患改善指導を行うとともに、8020運動など歯科保健意識の向上を図ること。また、保健所歯科保健事業や心身障害児(者)歯科診療、心身障害者口腔保健センターなどの施策を実施すること。(福祉保健局)
- 9 救急医療対策として、休日の昼間・準夜間、休日全夜間、平日の夜間など、救急患者に対する診療体制が確保されるよう取り組むこと。救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 1 0 多摩・島嶼地域の医師確保のため、医師等の派遣や専門医療の確保に補助すること。(福祉保健局)
- 1 1 医療安全支援センターの運営など、医療安全対策を推進すること。(福祉保健局)
- 1 2 産科・小児科などの医師確保が困難となっている医療機関が引き続き医療を提供できるよう、専門医の安定的確保を支援すること。(福祉保健局)
- 1 3 病院勤務医師の過酷な勤務環境を改善するため、当直体制の見直し、医療クラークの配置を行うこと。再就業支援対策を実施すること。(福祉保健局)
- 1 4 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容の充実し、看護師の充足を図ること。また、

学資金の貸与を行うこと。E P Aに基づき外国人看護師受け入れ支援事業を実施すること。(福祉保健局)

- 1 5 看護師の定着対策を実施すること。また、離職看護師の再就業対策として、ナースプラザの運営を行うこと。(福祉保健局)
- 1 6 都立病院の医療サービス向上を図ること。(病院経営本部)
 - (1) 駒込病院への相談支援センター整備、都立病院での院内がん登録実施など、がん医療対策を充実すること。
 - (2) 医師の負担軽減のため、医療クラークを導入すること。
 - (3) 多摩メディカルキャンパス(仮)、がん感染症医療センター(仮)、精神医療センター(仮)、大塚病院小児精神外来、の整備をすすめること。
- 1 7 都立病院の医師等確保・育成対策を実施すること。(病院経営本部)
 - (1) 東京医師アカデミーを開講し、指導医に対する手当新設、研修医の採用枠拡大、職員住宅の確保や研究研修費の増額など、次代を担う医師の確保・育成体制を構築すること。
 - (2) 医師の処遇や勤務条件を改善し、常勤医師確保緊急対策を実施すること。
 - (3) 病院幹部マネジメント研修、認定看護師養成派遣研修、専門看護師養成派遣研修、診療情報管理士の養成、コメディカル職種の専門資格取得支援等を実施し、人材育成と意識改革を推進すること。
- 1 8 都立病院の経営革新のため、電子カルテ導入推進などのIT化を推進すること。(病院経営本部)
- 1 9 経営基盤強化のために、医業未収金発生防止の取組、回収体制の強化を図り、未収金の縮減を図ること。(病院経営本部)
- 2 0 地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、適切な医療を提供する地域病院に対し、運営費に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。(病院経営本部)

四 心身障害者(児)福祉の推進について

- 1 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホームへの運営費補助を行うこと。施設から地域への移行者を受け入れるための経費を補助すること。また、世話人・生活支援員を対象として、専門的、技術的研修を実施して、サービスの質向上を図ること。(福祉保健局)
- 2 グループホーム等の安全体制強化のため、夜間の職員配置や緊急時の対応を図るグループホームに補助する、防災設備の整備助成を行うこと。また、重度身体障害者グループホームに対し運営費の補助を行うこと。(福祉保健局)
- 3 心身障害者の日常生活を支援するために、ホームヘルプサービス事業やショートステイ、デイサービス事業などを実施すること。重度脳性麻痺者介護事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障害者が自立した生活、社会生活を営むことができるよう幅広く支援すること。(福祉保健局)
- 5 小規模作業所等の経営基盤強化のため、法内施設化促進事業を実施するとともに、自立支援事業に移行した法人に対し運営費の補助を行うなど安定化策を講じること。(福祉保健局)
- 6 発達障害者支援センターの支援体制を充実すること。また、高次脳機能障害者への適切な支

援が提供されるよう支援拠点を整備するとともに、身近な地域での支援を充実させること。(福祉保健局)

- 7 都外施設利用者の地域移行支援事業を実施するとともに、障害者地域生活移行促進事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 障害者自立支援法の施行に伴う東京都障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を引き続き実施するとともに、障害者の生活実態に即した自立支援策、所得保障を実現するよう国に対し働きかけること。(福祉保健局)
- 9 区市町村が地域の実情に応じて、障害者の地域福祉サービスの充実を図ることが出来るよう補助すること。(福祉保健局)
- 10 障害者の就労支援を充実するため、東京都障害者就労支援協議会、区市町村障害者就労支援事業、障害者就業・生活支援センター事業を実施すること。また、企業内通所授産事業を実施すること。(福祉保健局)
- 11 障害者の地域での生活を支えるサービス基盤を充実させるため、施設整備にかかる設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。心身障害者施設用地取得費貸付事業を実施するとともに補助率を引き上げること。(福祉保健局)
- 12 障害者の社会参加促進のため、障害者ITサポートセンター事業、身体障害者補助犬給付事業、全国障害者スポーツ大会準備委員会の設置運営を行うこと。(福祉保健局)
- 13 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当の支給、心身障害者扶養共済への加入により経済的基盤の確保を図ること。(福祉保健局)
- 14 重症心身障害児(者)への支援として、訪問事業や通所委託、ショートステイの確保など、適切な療育環境を提供すること。また、府中療育センターの建て替え計画を進めること。老朽化している北療育センター城北分園を改築すること。(福祉保健局)
- 15 精神科医療体制の充実を図るとともに、精神障害者の社会的入院の解消に向け、精神病院と連携し退院を促すこと。訪問看護推進事業、グループホームを利用して、円滑な地域生活への移行を図ること。(福祉保健局)

五 新しい福祉を支える基盤づくりについて

- 1 区市町村が、福祉サービスの利用援助、成年後見利用相談、苦情対応、権利擁護相談など、福祉サービスの利用者等に対する支援を一体的・総合的に行えるよう福祉サービス総合支援事業を実施すること。区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。(福祉保健局)
- 2 バリアフリー化を緊急に進めるため、全鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスやリフト付きタクシーの整備を進めること。また、ユニバーサルデザイン整備促進事業、とうきょうトイレ整備事業を実施すること。(福祉保健局)
- 3 交通バリアフリー法に基づき、主要な駅やその周辺におけるバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等の策定を進めること。(都市整備局)
- 4 ノンステップバス等の導入促進や地下鉄駅のエレベーター・上下エスカレーター設置の促進など、福祉のまちづくりの視点から輸送サービスの向上に努めること。(交通局)
- 5 地下鉄等駅施設のバリアフリー化の促進を図るとともに、利用者にとって快適な空間を提供する視点から駅施設の改良を促進すること。また、地下鉄駅にサービス介助士の配置を進める

こと。(交通局)

- 6 都道の整備として、歩道への点字ブロックの設置やセミフラット化などを積極的に進めること。(建設局)
- 7 区市町村が地域のニーズに応じて地域福祉を推進できるよう、地域福祉推進事業補助、地域福祉振興事業補助を行うこと。(福祉保健局)
- 8 東京都福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を実施するとともに、福祉サービス第三者評価システムの充実・普及を図ること。社会福祉法人の財務分析強化事業を実施し、問題の早期発見と改善を図ること。(福祉保健局)
- 9 がん・認知症対策研究を推進すること。(福祉保健局)
- 10 生活保護世帯に対し適切な援護を行うとともに、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うこと。(福祉保健局)
- 11 路上生活者の自立支援として、緊急一時保護センター事業、自立支援センター事業、巡回相談など、公園等生活者が地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。(福祉保健局)
- 12 低所得者支援策として、生活相談、生活サポート特別貸付、ネットカフェ難民支援、低所得者世帯の子どもへの学力向上支援、就労支援などを実施すること。また、不安定就労者・住所不定者の実態調査を行うこと。多重債務者の生活再生事業、児童擁護施設退所者等への自立生活支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 13 区市町村等が行う国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、適切な補助を行うこと。後期高齢者医療制度の施行にあたっては、制度変更の悪影響を最小限にとどめるため、健康診査に対する補助など適切な財政支援をおこなうこと。(福祉保健局)
- 14 三宅島火山活動災害による被災者に対して、災害援護資金の貸付などを行うとともに、生活福祉資金利子補給を行うこと。(福祉保健局)

六 高齢者福祉の推進について

- 1 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、地域ケア体制を推進すること。(福祉保健局)
 - (1) 地域ケア推進事業を実施し、事業者、区市町村に対して積極的な施策展開や取組を働きかけること。
 - (2) ケアや見守りなどのサービスの質を担保するための仕組みなどを検討し、高齢者向け住まいの整備促進に向け取り組むこと。
 - (3) 地域包括支援センター機能の充実強化のため、基幹型地域包括支援センターのモデル事業を実施すること。
 - (4) 在宅医療を支える訪問看護ステーション支援事業を実施すること。
- 2 高齢者の実態把握等に関する各種調査に基づき、高齢者福祉保健計画の適切な改定を行うこと。(福祉保健局)
- 3 認知症高齢者への支援として、認知症対策推進事業、認知症生活支援モデル事業、認知症地域医療推進事業、高齢者権利擁護推進事業、認知症ケア高度化推進事業(仮)を実施すること。(福祉保健局)
- 4 介護予防の総合的な取組を推進すること。高齢者の孤独死防止対策、高齢社会対策区市町村

包括補助事業を実施し、地域における日常生活の支援を行うこと。(福祉保健局)

- 5 高齢者の生きがいと社会参加促進のため、シルバーパス交付事業、老人クラブ助成事業、団塊世代・元気高齢者による地域活性化事業を実施すること。(福祉保健局)
- 6 特別養護老人ホームが利用者サービスの維持向上を図ることができるよう、運営費等の補助を行うこと。また、EPAに基づく外国人介護士受け入れ支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 7 介護人材不足への対応として、介護保険において適切な対応がなされるまでの間、東京における物価・地価・人件費を反映した給与水準確保による人材確保策を実施すること。介護施設における人材確保育成のため、1日職場体験、インターンシップ、国家資格取得支援、新人研修プログラム、施設介護サポーターのあり方検討及びモデル事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 都立高齢者施設等の適切な運営を行うとともに、健康長寿医療センター(仮)の整備を行うこと。(福祉保健局)
- 9 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム緊急整備、ケアハウスの整備、地域密着型サービス等重点整備、介護老人保健施設の整備、介護専用型有料老人ホームの設置促進のため補助すること。(福祉保健局)
- 10 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業では、東京都の独自制度が、区市町村において着実に実施されるよう取り組むこと。(福祉保健局)

七 健康の保持増進について

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺実態調査事業、自殺防止キャンペーン、ゲートキーパー養成事業、相談支援のネットワーク構築を行うこと。また、うつ診療レベルアップ研修、遺族支援対策事業を実施すること。(福祉保健局)
- 2 地域保健サービス体制充実のため、各市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組めるよう支援すること。(福祉保健局)
- 3 東京都健康推進プラン21、糖尿病予防対策を推進すること。(福祉保健局)
- 4 がん予防対策推進のため、がん検診受診促進事業、がん検診実態調査、がん検診精度向上支援事業、読影医師等養成事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 ウィルス肝炎受療促進集中戦略として、健診強化事業、診療ネットワーク整備事業、インターフェロン治療に医療費を助成する肝炎治療推進事業を実施すること。また、慢性肝炎等患者及び家族を支援すること。(福祉保健局)
- 6 難病対策として、医療費公費助成の対象疾病を拡大するとともに、居宅生活支援や訪問診療など在宅難病患者対策を充実すること。(福祉保健局)
- 7 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当での支給などを行うとともに、介護保険利用等助成事業を実施すること。(福祉保健局)

八 生活環境の安全確保について

- 1 大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、医療費を助成すること。(福祉保健局)
- 2 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発

- ・普及などの対策を講じること。また、アレルギー性疾患対策や食物アレルギー対策を実施すること。(福祉保健局)
- 3 食品の安全確保を図るため、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析を進めること。また、都民・事業者・行政が、食品安全対策の理解と推進にとともに取り組む機関を設置するなど、リスクコミュニケーションを充実すること。(福祉保健局)
- 4 食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置などを行うとともに、食品事業者における適正表示推進者を育成すること。(福祉保健局)
- 5 薬物乱用防止対策を総合的に進めるとともに、脱法ドラッグ、薬剤の不適正処方などの情報収集に努め、関係機関と連携して取締りを強化すること。(福祉保健局)
- 6 動物の愛護事業を推進するとともに、人と動物との共生に対する理解を推進すること。動物由来感染症の防疫措置を講じること。(福祉保健局)
- 7 新興感染症医療体制を強化するとともに、感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの構築、共同調査研究などに取り組むこと。新型インフルエンザ対策を実施すること。麻疹の集団発生防止策を実施すること。救急搬送サーベイランスを実施すること。(福祉保健局)
- 8 HIV／エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むとともに、多摩地域のエイズ検査・相談体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 9 あらたな結核発生動向に的確に対処し、結核対策の充実に努めること。(福祉保健局)
- 10 多様な健康危機に的確に対応するため、健康安全研究センターの機能を拡充し、花粉症や大気汚染の原因究明、食品の安全など、対策の実施に結びつけること。また、施設整備を行うこと。(福祉保健局)

Ⅱ 安全・安心を守り、豊かな都民生活

一 都民の安全・安心について

- 1 生徒のため、都内の全小学校に学校等との連携を強化するスクールサポーター、防犯と安全教育を専門とする学校安全専門員等、専務的非常勤職員等の増員を図ること。(青少年治安対策本部・教育庁・生活文化スポーツ局・警視庁)
- 2 防犯対策を推進するため、地域安全情報を提供するとともに、子ども安全ボランティアの活動推進、地元の防犯ボランティア活動の支援・連携強化など、地域と学校の防犯ネットワークを強化し、まちの防犯意識の向上に努めること。(青少年治安対策本部・教育庁・警視庁)
- 3 不安に感じる場所を防犯の立場から見直し、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上と安全な地域環境づくりのために、都内の全小学校において「地域安全マップ」づくりを推進していくこと。(青少年治安対策本部・教育庁・警視庁)
- 4 児童を様々な犯罪から守るために、通学路等に適切な設備を整備していくこと。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 5 児童への性的犯罪者の再犯防止のための治療プログラムなど、研究機関と連携し、実施に向けて取り組むこと。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 6 区市町村や関係業界等との横の連携を深め、治安対策の充実強化を図るとともに、落書き対策にも積極的に取り組むこと。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 7 高齢者や女性を狙い、悪質巧妙化し新たな手口が増える振り込め詐欺や悪質商法等の被害防止対策を強化すること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 8 商店街等の防犯対策を強化するため、防犯設備の設置や更新に必要な経費を補助するとともに、防犯カメラの適正使用を遵守するよう指導すること。(青少年治安対策本部)
- 9 暴力団対策及び国際化する犯罪等への重点的検挙対策を推進するため、人質、立てこもり事件対策資器財の整備(重量防弾楯等)、DNA型鑑定解析システムの増強などを行うこと。(警視庁)
- 10 地域警察官通信指令システム、耐刃ジャンパー・手袋の整備を図るとともに、交番等保安システムの更新を図り、街頭警察活動を強化すること。(警視庁)
- 11 犯罪被害者や家族の精神的・経済的負担を軽減する施策を推進するなどの総合的な支援を行う「推進計画」の適正な実行を図るとともに、犯罪被害者支援条例の制定を検討すること。(総務局・福祉保健局・教育庁・警視庁)
- 12 治安の基盤をなす警察活動の拠点である警察署、交番等の整備を進め、情報セキュリティ対策を推進すること。(警視庁)

二 交通安全対策の推進について

- 1 第8次交通安全計画(18~22年度)に基づく、高齢者の事故防止の普及啓発・参加・体験型講習会の充実や負傷者対策の強化、二輪車の事故防止対策を図ること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 2 交通事故をなくすため、30日以内交通事故死者の分析を、交通安全計画などに反映させるとともに、飲酒運転の根絶対策など交通安全対策を推進すること。(青少年治安対策本部・警視庁)

- 3 自転車の安全対策として安全教室の開催や、転倒事故から幼児を守るハートフルメットT O K Y Oキャンペーンの推進、対歩行者事故対策として賠償責任保険が付いたT Sマーク制度の認知の向上などを積極的に行うとともに、無灯火走行禁止や改正道交法などをテーマとした広域キャンペーンを実施すること。また、放置自転車対策を推進すること。(青少年治安対策本部)
- 4 違法駐車を解消するため、区市町村や関係団体との連携のもと、自動二輪車駐車場対策を推進すること。(青少年治安対策本部)
- 5 5年間にわたった集中的な渋滞対策(スムーズ東京21ー拡大作戦)の効果を検証し、新たなハイパースムーズ作戦などの関係事業の改善に資すること。(青少年治安対策本部)
- 6 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化するとともに、交通事故事件画像解析システムの導入、微物等鑑識高輝度小型投光器の導入を図り、効果的な事故事件捜査と取締りを行うこと。(警視庁)
- 7 放置車両確認事務民間委託導入地域を拡大するとともに、「高齢者や障害者の送迎、食事の配送」、「宅配」や「商店への荷物の搬出入」に使われる車への配慮とその事情が斟酌^{しんしゃく}できる場合の救済策も考慮すること。(警視庁)
- 8 駐車禁止規制からの除外措置については、障害者の現状を十二分に把握し、適宜適切に見直すこと。(警視庁)

三 青少年育成総合対策の推進について

- 1 青少年健全育成の推進を図るため、あいさつ運動の全都展開、「心の東京革命行動プラン」の推進、インターネット・ゲームの「家庭のルールづくり」、地域の青少年健全育成支援事業への補助など「子ども応援協議会」の活動の推進を図ること。(青少年治安対策本部)
- 2 社会性や勤労観など様々なことを学ぶことが出来る中学生の職場体験の実施にあたり、よりきめ細やかな受け入れ先確保の仕組みを構築すること。(青少年治安対策本部)
- 3 インターネットによる有害情報の氾濫から子どもを守るため、ネット利用環境の改善やメディアリテラシーの向上を図るなど、行政・学校・事業者が連携した取組を推進すること。(青少年治安対策本部・教育庁・生活文化スポーツ局)
- 4 首都大学東京との連携により、青少年をめぐる環境の総合的な調査検討や分析を実施すること。(青少年治安対策本部・総務局)
- 5 ニートと呼ばれる人たちに対して、親や地域の人たちと連携し、彼らが社会とつながりを持ち、また自信を深め、そして社会に貢献できる一員となるよう社会全体で解決していくよう支援していくこと。(青少年治安対策本部・産業労働局)
- 6 ひきこもりの人たちに対して、インターネット・電話相談の成果活用を図るとともに、支援事業を行っているNPO等との連携など体制の整備を進め、ひきこもり自立支援プログラムをつくるなど対策の充実に努めていくこと。(青少年治安対策本部・生活文化スポーツ局・産業労働局)
- 7 少年院出院者などの子どもたちに対して、国や区市町村、保護司、NPO等との連携により、就学や就労、福祉などの立ち直りに必要な支援を行っていくこと。(青少年治安対策本部・産業労働局・福祉保健局・教育庁)

四 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について

- 1 障害者の雇用就業支援について（産業労働局）
 - (1) しごとセンターにおいて、東京ジョブコーチ支援事業を実施することで、ジョブコーチの大幅な増員を図り、障害者の職場への定着を進めること。
 - (2) 一般企業における障害者雇用を進めるために、国で行われている助成金に加え、東京都独自に支援策を講じること。また、特例子会社の設立に対する支援事業を創設するとともに、企業に対する障害者雇用の普及啓発事業を大々的に展開すること。
- 2 若年者の雇用就業支援について（産業労働局）
 - (1) しごとセンターにおいて、若者企業交差展の創設や「年長フリーター等」就職活動応援事業など、雇用就業支援の充実を図ること。
 - (2) インターンシップの受け入れや就職相談会などを促進するために、若者支援サポーター企業の組織化にさらに取り組むとともに、若者による若者就業支援プロジェクトの実施など、若年者就業対策を充実すること。
- 3 中高年の雇用就業支援について（産業労働局）
 - (1) しごとセンターにおいて、団塊の世代向け就業支援を実施するとともに、高齢者向け再就職活動支援セミナーなどを充実すること。また、アドバイザーによる中高年の就業支援策を充実すること。
 - (2) シルバー人材センターにおける職種の拡大を図るなど、技術や知識、経験などを生かせる施策を拡充すること。
- 4 多様な働き方を支援するために、しごとセンターにおいて、能力開発に関する情報提供やNPO・ボランティア相談等を実施すること。（産業労働局）
- 5 女性再就職支援事業として、再就職のサポートプログラムに取り組むとともに、アドバイザーによる支援を実施すること。（産業労働局）
- 6 パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者（非典型労働者）の雇用環境を改善するために、企業における法令遵守を徹底するとともに、処遇改善に取り組む企業へのインセンティブの充実などに取り組むこと。（産業労働局）
- 7 時短や男性の育休取得なども含めた労働条件の改善を図るために、職場改善訪問事業をはじめとした雇用管理支援事業を充実すること。また、メンタルヘルス対策の充実を図るとともに、夜間相談や出張相談など、労働相談・指導の充実を図ること。（産業労働局）
- 8 次世代育成企業支援事業として、行動計画を策定する中小企業の登録制度を実施するとともに、両立支援に向けて具体的に取り組む中小企業に対して助成をすること。（産業労働局）
- 9 職業能力の開発向上に向けて、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化するとともに、公共職業訓練においては、セーフティネットとしての職業訓練を推進するとともに、民間においては、職人塾やものづくり体験塾など、ものづくり人材の育成を図ること。（産業労働局）
- 10 総合的な雇用対策を実現するために、公労使の連携による雇用創出プランを作成すること。また、雇用対策には以下の項目を重点項目として位置づけること。（産業労働局）
 - (1) 都内および南関東における失業率を3%台前半に戻すこと。
 - (2) しごとセンター、ハローワーク、労使就職支援機構（しごとネット東京）との連携を強化し、効率的な雇用対策を講ずること。
 - (3) 公労使が連携し、職業紹介・職業訓練・就職が連動した離職者支援体制を確立すること。

- 1 1 低所得者層安定的就業確保支援事業について（産業労働局）
 - (1) しごとセンターにおけるキャリアカウンセリング等による就業支援を実施すること。
 - (2) 施設内訓練や民間教育訓練を活用した委託訓練を実施するとともに、訓練期間中の受講奨励金を支給すること。また、正社員に採用した企業への定着助成金制度を創設すること。
- 1 2 労働組合法の改正を踏まえ、職員の専門的能力の一層の向上を図るため、体系的な研修を充実するなど、審査のより一層の迅速化・的確化を進めること。（労働委員会）

五 都民との協働について

- 1 自らの能力を地域社会に活用したいと考える都民の活動を支援していくこと。（知事本局）
- 2 行政と都民とが情報を共有し、都民の都政への参画を進めるために、テレビ・ラジオ等による都政広報を行うとともに、情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。（生活文化スポーツ局）
- 3 市民活動を促進するために、社会貢献活動団体との協働を推進するとともに、東京ボランティア・市民活動センターの運営を充実させること。NPOとの協働マッチング事業を実施すること。地域力向上方策を展開すること。（生活文化スポーツ局）
- 4 人権施策推進指針を踏まえ、複雑化・多様化する人権問題に対して、都民・NPO・企業等と連携し、人権侵害への直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や都民・企業等の意欲を生かすための基盤づくりなど、人権問題に共通する観点による総合的な取り組みを展開すること。（総務局）
- 5 男女平等参画の推進について（生活文化スポーツ局）
 - (1) ワークライフバランス推進事業を実施すること。
 - (2) DV被害者の状況やニーズに応じた一時保護が行えるよう、一時保護体制を拡充するとともに、警察署とも連携して取り組むこと。
 - (3) DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充させること。
- 6 配偶者暴力支援センターを充実し、相談支援体制を強化すること。また、女性相談センター機能の充実に努めるとともに、男女平等参画施策の一環として、情報収集活動を拡充すること。（生活文化スポーツ局）

六 消費生活対策について

- 1 不適正取引事業者指導、表示適正化対策など、取引指導事業の強化を図ること。（生活文化スポーツ局）
- 2 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、立ち入り調査及び事業者処分体制の強化を図ること。また、多重債務問題に対する総合的な取組を推進すること。（生活文化スポーツ局）
- 3 消費生活センターにおいては、相談体制の充実強化を早急に実現すること。（生活文化スポーツ局）
- 4 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。（生活文化スポーツ局）
- 5 公衆浴場対策として、クリーンエネルギー化推進事業、耐震化促進支援事業、経営安定化対策、確保浴場融資利差補助、健康増進型公衆浴場改修支援事業を行うこと。（生活文化スポー

ツ局)

- 6 豊洲新市場の整備については、土壌汚染の詳細調査を踏まえた上で、汚染土壌の全面的な除去や地下水の管理徹底などに万全を期すること。また、関係者に対して、引き続き、十分な説明・協議を行うこと。(中央卸売市場)
- 7 食肉市場におけるピッシング中止対応工事などの施設整備を行うとともに、ラインの一時停止に当たっては、関係者と十分に協議すること。(中央卸売市場)
- 8 地方卸売市場の廃棄物施設などの整備・修繕や耐震補強に補助金を交付することにより、地方卸売市場の機能の維持・強化を図り、安定的な生鮮食料品流通を確保すること。(中央卸売市場)

七 生涯学習及び芸術文化の振興について

- 1 生涯学習の充実として、生涯学習情報システムの運営のほか、都立学校公開講座の拡充や都立学校の開放を進めること。(教育庁)
- 2 都立図書館改革を進めるとともに、都立図書館資料を充実させ都民サービスの向上を図ること。(教育庁)
- 3 ユースプラザの整備を着実に進めること。(教育庁)
- 4 文化財保護の充実として、文化財保護管理や保存助成を充実すること。また、都内に数多く残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。(教育庁)
- 5 東京の魅力を発信する芸術文化創造基盤の整備のため、大規模文化プロジェクト、芸術文化発信事業助成、東京都美術館の改修を行うこと。都立文化施設の適切な運営を行うこと。(生活文化スポーツ局)
- 6 東京国際映画祭やショートショートフィルムフェスティバル、東京ロケーションボックスの充実など、東京発の映像文化の振興に努めること。(生活文化スポーツ局)
- 7 都民芸術フェスティバルや隅田川花火大会、地区花火大会への助成を行うなど芸術文化事業を推進すること。(生活文化スポーツ局)

Ⅲ 生きる力を育む教育

一 心とからだの健康づくりについて

- 1 教育相談ネットワーク等の充実など教育相談体制を充実させること。学校へのスクールカウンセラーの配置などを進めること。(教育庁)
- 2 中学校での登校拒否や高等学校での中途退学者に対応するための必要な教員の充実を図ること。また、中途退学者についても、情報提供などを通じて支援を行い進路が確保されるよう取り組むこと。(教育庁)
- 3 子どもたちの健全な育成を図るため「心の東京革命」教育推進プランに基づく事業を推進すること。(教育庁)
- 4 青少年の健全な育成に資するために、性教育の推進を図るとともに、薬物乱用防止に向けた取り組みを強化すること。(教育庁)
- 5 職業に対する意識を育てるため中学生の職場体験を実施すること。(教育庁)
- 6 スポーツや文化などの部活動振興のため、顧問の指導力向上や外部指導者の導入、学校の小規模化への対応など、課題に的確に対応すること。(教育庁)
- 7 児童生徒の安全確保のため、地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業を実施すること。(教育庁)
- 8 地域における教育の推進のため、学校・家庭・地域が連携して取り組むネットワークの構築を図ること。(教育庁)
- 9 子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるよう、親・保護者の力量形成プログラムの開発を含めた、乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクトを行うこと。(教育庁)
- 10 都立高校教育支援コーディネーターを派遣し、教育環境の整備を図ること。(教育庁)
- 11 放課後子どもプランにより、放課後子ども教室の設置など総合的な放課後対策を実施すること。すべての子どもが適切に放課後を過ごすことができるよう取り組むこと。(教育庁)
- 12 問題行動解決のため、専門家派遣、24時間体制の電話相談実施、サポートチーム推進モデル地区などを行うこと。(教育庁)
- 13 外部の教育資源を活用し、特別支援学校の教育活動を支援する仕組みづくりに取り組むこと。(教育庁)

二 高等学校教育の振興について

- 1 生徒の多様化に対応するとともに、高等学校教育の振興を図るために、総合学科や単位制、中高一貫校など新しいタイプの高校等開設、自律的な学校経営、など都立高校改革を推進すること。同時に、これまでの都立高校改革の成果を検証すること。(教育庁)
- 2 都立高校改革に伴う施設整備、老朽化した校舎の改築・改修、校舎の震災対策を進めること。エレベーターの閉じこめ対策を実施すること。(教育庁)
- 3 夏季の都立学校における適切な学習環境の確保のため、学校を冷房化すること。学習環境確保に加え、光熱水費の縮減・環境対策としても効果のある、緑化・芝生化・太陽光発電などを進めること。(教育庁)
- 4 入学者選抜において、日本語を第一言語としない受験生を対象とした進学説明会を実施する

とともに、試験時間の延長など特別措置を講ずること。(教育庁)

- 5 ものづくり人材育成のため、デュアルシステムの推進・拡大、アドバンスト・テクニカル・ハイスクール構想の推進、高専編入のための接続プログラムの実施、工業高校・高専に関するPR活動の強化などを行うこと。(教育庁)
- 6 若年者のものづくり産業への就労を進めるため、小中学生ものづくり教育の展開・ものづくりインターンシップの推進、地域ものづくり人材育成のための研修・教育プログラム開発を行うこと。(教育庁)
- 7 高等専門学校拡大を検討すること。また、都立学校ICT計画により校内LAN・教育用IT機器の整備を行うこと。(教育庁)

三 特別支援教育の振興について

- 1 特別支援教育改革を進め、新しいタイプの学校の設置、自立活動指導の充実、教育環境の改善、特別支援教育コーディネーター配置など適切な対策を講ずること。(教育庁)
- 2 都立学校ICT計画により、校内LAN・教育用IT機器の整備を行うこと。(教育庁)
- 3 特別支援教育に携わる教員の専門性を高めること。また、職業教育を充実させるため、民間を活用した企業開拓、職業教育改善校の指定を行うこと。(教育庁)
- 4 ろう児の教育相談を充実させるため、早期乳幼児指導の専門家を活用すること。また、ろう生徒の学力向上のため、手話による「生徒にわかる授業」を行える体制整備に向けて調査・検討すること。(教育庁)
- 5 情報技術の進展に対応した教育を提供するため、ITを活用した教育推進校をはじめ他の養護学校においても必要な機器の整備・更新を進めること。(教育庁)
- 6 特別支援学校を冷房化すること。また、学習環境確保に加え、光熱水費の縮減・環境対策としても効果のある、緑化・芝生化・太陽光発電などを進めること。(教育庁)

四 学校教育指導の充実について

- 1 基礎的学力の向上のため、少人数指導を実施すること。また、問題解決能力等調査、基礎的・基本的学力調査、授業改善研究推進校、授業改善アドバイザーの派遣など、わかる授業、おもしろい授業をめざした授業改善に取り組むこと。(教育庁)
- 2 個に応じた多様な教育として、ティームティーチングや選択履修の拡大、習熟度別・少人数指導を推進すること。また、市民講師制度の充実、栄養教諭を中心とした食育推進に取り組むこと。(教育庁)
- 3 初任者研修等の実施や10年経験者研修、教育管理職等研修などを実施すること。また、授業研究など、教員の資質向上に取り組むこと。(教育庁)
- 4 実践的な指導力・対応力のある新人教員の養成、都の教育の中核を担う教員を確保するための教員及び教育管理職育成のため、教職大学院派遣研修を実施すること。(教育庁)
- 5 膨大な情報に流されることなく、冷静に分析、評価し、主体的に考える力をはぐくむため、メディアリテラシー教育を実施すること。(教育庁)
- 6 国際理解教育推進のため、外国人英語等補助員・英語指導助手の配置、海外帰国児童・生徒教育を行うこと。(教育庁)
- 7 外国人児童・生徒対応事業として、日本語テキストの改定、学校ガイドブックの作成、日本

語指導補助、保護者と教員間の通訳、教員の異文化理解推進の取組を実施すること。また、日本語を第一言語としない児童・生徒の在籍する学校に対し、加配を進めること。教育庁に外国児童生徒の担当者を置き課題への対応能力を高めるとともに、関係者との協議の場を設けること。(教育庁)

- 8 日本の伝統・文化理解教育推進のため、学校設定教科・科目として位置づける都立学校を支援すること。また、小中学校におけるカリキュラムの開発等に取り組むこと。(教育庁)
- 9 食育を推進するため、食育リーダー養成研修の支援や栄養教諭の任用などを行うこと。(教育庁)

五 私立学校の振興について

- 1 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助、授業料軽減補助等の各種助成を行うとともに、情報公開の推進を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 2 私立幼稚園教育振興事業費補助を引き続き行うとともに、認定子ども園についても補助すること。(生活文化スポーツ局)
- 3 私立幼稚園における心身障害児教育の更なる充実を図るため、私立幼稚園障害児教育事業費補助の拡充を図ること。預かり保育など子育て支援に関する補助を拡充すること。(生活文化スポーツ局)

六 首都大学東京について

- 1 豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するとともに、教育研究機関や産業界等とのコミュニケーションを深め、都民に成果を還元する魅力ある大学となるよう取り組むこと。またアジアの人材育成についても取り組むこと。(総務局)

IV スポーツ振興、オリンピック招致に向けて

一 スポーツの振興について

- 1 平成25年に開催する東京国体（多摩・島しょ国体）の開催準備、必要な競技施設の整備などを着実にやっていくこと。（総務局）
- 2 東京国体や東京オリンピックに向けて、競技力向上策、スポーツ国際交流、地域スポーツクラブの指針、スポーツムーブメントの創出、体育施設の機能整備を実施すること。（生活文化スポーツ局）
- 3 東京マラソンを開催するとともに、全ての参加者が楽しめるイベントとなるよう運営の改善を図ること。（生活文化スポーツ局）
- 4 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場の維持管理、計画的改修とともに、スポーツ拠点としてその機能充実に努めること。（生活文化スポーツ局）
- 5 部活動による競技力向上のため、中学校・高等学校段階での強化練習会の実施、スポーツ特別推薦制度を実施している学校へのスーパーバイザー導入などを行うこと。（教育庁）
- 6 高等学校等の部活動の振興を図るために、外部指導員の導入や学校間の連携を進めるとともに、運動部活動の重点校の指定や特色ある部活動の推進を図ること。（教育庁）
- 7 生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興に取り組むこと。（生活文化スポーツ局）

二 2016年東京オリンピックの招致について

- 1 東京に2度目のオリンピック・パラリンピックを招致するため、国際社会に訴える理念を含む最高の計画を作成していくこと。（東京オリンピック招致本部）
- 2 都財政の健全性を念頭に、関連経費もコンパクトな、品格のあるスマートなオリンピック・パラリンピックを目指すこと。（東京オリンピック招致本部）
- 3 東京オリンピック招致委員会が国際プロモーションや国内キャンペーンを行いやすいように、援助を始めとする様々な側面支援を行うこと。（東京オリンピック招致本部）
- 4 立候補都市選定後の国際プロモーションにおいては、駐日大使への働きかけなど、より効果的な取り組みを行うこと。（東京オリンピック招致本部・知事本局）
- 5 学校教育プログラムの実施や区市町村オリンピックムーブメント推進事業の展開など、都民や他自治体などと連携して、オリンピズムを広げ、東京招致の賛同の機運を高めていくこと。（東京オリンピック招致本部・教育庁）
- 6 招致に関する情報を積極的に公開し、都民の幅広いコンセンサスを得て、支持を広げていくこと。（東京オリンピック招致本部）
- 7 政府保証の取り付けを始め、招致から開催に至るまで、国や関係自治体、民間の全面的バックアップを得ていくこと。（東京オリンピック招致本部）
- 8 環境を最優先した東京オリンピックの実現に向けて、来年6月に正式立候補都市が承認されることを踏まえ、東京オリンピック環境ガイドラインを更新するとともに、オリンピック関連施設等に係る環境影響評価を行うこと。（環境局）
- 9 都市外交や在京大使館との交流を進展させ、招致を実現するために、オールアジアの体制を

構築するとともに、世界各国からの支持を得ていくこと。(知事本局・東京オリンピック招致本部)

V 「水」と「風」と「緑」を変える

一 都市と地球の持続可能性の確保について

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、温暖化ガス削減義務化や排出量取引制度導入に向けた制度の構築に取り組むこと。また、中小規模事業者への支援策として、省エネ診断支援事業や環境ＣＢＯなど環境金融による支援を実施するとともに、相談体制の充実を図ること。（環境局）
- 2 家庭での温暖化対策の推進に向けて、「白熱球一掃作戦」に引き続き取り組むとともに、太陽エネルギー利用の普及促進や高効率給湯器等の普及支援策を検討すること。（環境局）
- 3 都市づくりでのＣＯ２削減をルール化するために、建築物環境計画書制度及び配慮指針を強化するとともに、建築物省エネ性能証書制度を創設すること。また、都市づくりエネルギー計画制度運用のための指針を策定するとともに、セラミックを応用した材料による建築物等でのエネルギー削減策の研究に取り組むこと。（環境局）
- 4 都庁における温暖化対策の率先行動として、都有施設における電気のグリーン購入の推進を図るとともに、都有施設や自然公園の省エネ・再エネの導入を進めること。また、木質系バイオマスと下水汚泥の混合焼却事業や都庁プランにおける重点施設等省エネルギー診断事業などに取り組むこと。（環境局）
- 5 自動車交通でのＣＯ２削減を進めるために、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入促進を図るとともに、環境自動車燃料の導入促進プロジェクトの展開や低燃費車利用のルールづくりを進めること。また、自転車への利用を進め、自動車に依存しないまちづくりを進めること。（環境局）
- 6 環境に関するムーブメントの醸成に向けて、気候変動の影響調査や普及啓発活動を展開するとともに、環境学習の推進に取り組むこと。また、環境税の創設に向けて、積極的に取り組むこと。（環境局）
- 7 ヒートアイランド対策として、校庭芝生化事業を進めるとともに、中防合同庁舎などの公共施設での緑化を推進すること。また、既存建築物における屋上緑化に向けた先導的なモデル事業を実施するとともに、壁面緑化や駐車場の緑化などに取り組むこと。（環境局）
- 8 街路樹の充実など、道路の緑化を推進すること。また、遮熱性舗装や街路灯の省エネ照明への転換など、環境に優しい道路整備に取り組むこと。（建設局）
- 9 福祉施設をはじめ都立施設の緑化を推進すること。また、障害者による地域緑化推進事業を実施すること。（福祉保健局）
- 10 都立学校・特別進学校における学習環境確保に加え、光熱水費の縮減・環境対策としても効果のある、緑化・芝生化・太陽光発電などを進めること。（教育庁）
- 11 足立や葛西、板橋市場での屋上緑化を進めるとともに、世田谷や北足立で太陽光発電設備の導入を進めるなど、中央卸売市場の環境対策を推進すること。（中央卸売市場）
- 12 ＣＯ２削減や緑化推進に向けた都市開発諸制度等の見直しや民間による自主的緑化の推進、水と緑の回廊を形成するための仕組みづくりなど、地球環境に配慮したまちづくり、ヒートアイランド対策などを積極的に進めること。（都市整備局）
- 13 下水道事業から排出される温室効果ガス削減に向け、汚泥の高温焼却による温室効果ガスの排出量抑制、汚泥の炭化による発電燃料としての活用、夜間電力の活用などにより「アースプ

ラン2004」を推進すること。(下水道局)

- 14 東京都水道局環境計画に基づき、水源林の保護、育成、資源リサイクルやエネルギー対策など、地球環境を重視した施策を一層推進すること。(水道局)
- 15 都営地下鉄においても、CO₂削減等、環境に配慮した施策に取り組むこと。(交通局)
- 16 都立病院における環境対策を推進すること。(病院経営本部)
 - (1) コスト削減と環境対策を両立させるESCO事業を着実に実施し、エネルギー消費量、CO₂排出量、及び光熱水費の削減を図ること。
 - (2) 緑の都市づくり推進のため、患者の療養環境等にも配慮し、隙間空間を効率的に活用した緑化を進めること。
 - (3) 医療系廃棄物の適正処理のため、ICタグ及び電子マニフェストの導入を拡大すること。
- 17 建設廃棄物や医療廃棄物など、産業廃棄物の適正処理に向けた「報告・公表制度」について、制度のさらなる改善に向けて取り組むとともに、ICタグを活用した感染性廃棄物適正処理推進事業に取り組むこと。また、廃プラスチック対策として、事業者の小口巡回収集事業やサーマルリサイクルを進めること。さらに、最終処分場の延命化を図るために、焼却灰のスラグ化やエコセメントの利用拡大を進めること。(環境局)
- 18 都内から排出される廃棄物の最終処分場の整備のために、護岸建設を行うとともに、処分場の延命化対策として、^{ふかぼり}深掘などに取り組むこと。(港湾局)

二 健康で安全な環境の確保について

- 1 自動車公害対策を徹底するために、ディーゼル車対策に関する支援策を引き続き実施するとともに、TDMをはじめとする地域特性に応じた環境交通施策に取り組むこと。また、物流分野での人材育成に向けて取り組むとともに、ITS（高度道路交通システム）の活用など、局地汚染解消に向けた施策を展開すること。(環境局)
- 2 乗合バス車両の平成17年排出ガス基準適合車両やハイブリッドバスなどへの更新、バイオディーゼル燃料の導入など、都市環境に配慮した事業展開に努めること。また、バイオディーゼル燃料の導入については、その効果の検証もあわせて行うこと。(交通局)
- 3 市場内で荷物搬送を行なっている小型特殊自動車の電動化をさらに推進するため、購入等に対する補助制度を引き続き実施すること。また、自動車排ガス対策を推進するために、市場の環境実態の把握や事業実施効果の検証を行うこと。(中央卸売市場)
- 4 大気中の有害化学物質対策を推進するために、大気中微小粒子（PM_{2.5}）に関する調査を実施するとともに、光化学オキシダント対策及びSPM対策として不可欠なVOC（揮発性有機化合物）の削減に取り組むこと。また、新たな化学物質対策計画書制度の構築に向けて取り組むこと。(環境局)
- 5 土壌汚染対策として、中小事業者への支援スキームの構築に向けて、取り組むこと。また、自主的に処理されている汚染土壌の搬出実態を調査するとともに、土壌汚染に係る土地履歴のシステム化を図ること。(環境局)
- 6 騒音・振動等の対策として、航空機騒音監視体制を拡充するとともに、騒音の低減と快適音の活用に向けた音環境調査を実施すること。また、厚木基地における飛行訓練区域の拡大などの騒音実態を踏まえ、指定地域を拡大すること。(環境局)

三 自然環境の保全と再生について

- 1 緑の保全と再生に向けて、緑化計画書制度における緑化指導指針を策定するとともに、昔から存在する緑を優先的に保全する制度の構築を図ること。また、みどり率など、緑の指標調査を実施するとともに、東京みどり募金の普及啓発やメモリアルツリーの取り組みなど緑のムーブメントを展開すること。(環境局)
- 2 生物多様性の確保と自然とのふれあいを進めるために、東京都自然保護員(レンジャー)の設置を進めるとともに、檜原都民の森フィールドアスレチック施設を改修すること。また、小笠原諸島のエコツーリズム事業や世界自然遺産登録推進事業を進めること。さらに、レッドデータブックを改訂に取り組むこと。(環境局)
- 3 小笠原の世界自然遺産登録に向け、今後の土地利用のあり方や景観の誘導・保全などに資するための調査を実施すること。(都市整備局)
- 4 中央防波堤内側地区における海の森については、都民等との協働を図りながら、整備を推進すること。(港湾局)

四 安心・安全な水の循環の推進について

- 1 水質の保全と水循環・水辺環境の再生に向けて、底質からの栄養塩類溶出等調査を実施するとともに、玉川上水等清流復活関連施設を更新すること。また、水収支調査の実施を踏まえ、水循環の推進に向けた施策を推進すること。(環境局)
- 2 上質な「水」の安定的な給水確保をめざし、水源の確保、既存施設の保守、管理に万全を期すること。また、水源自立都市に向けて施策を促進すること。(水道局)
- 3 水需要計画を実態に合わせて見直し、水源地の人々や環境に著しい影響を与え、都民に多大な負担をかけるダムなど巨大施設の建設を見直すなど、既存の水源確保のための施策を強化すること。(水道局)
- 4 感染性の微生物対策の強化、アスベスト管の解消等、最新の科学的知見を積極的に取り入れつつ水質管理の徹底を図るとともに、水安全計画を着実に運用し、また貯水槽水道の適正管理と直結給水方式の普及・促進にあわせて取り組み、安全でおいしい水の供給の確保に努めること。(水道局)
- 5 より一層の安定給水を確保するため、送配水能力の増強、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。(水道局)
- 6 多摩地区水道事業の経営改善については、基本計画に基づき、統合市町と十分協議のうえ、住民へのPRも図りながら、円滑な推進に努めること。(水道局)
- 7 老朽施設の更新及び能力不足解消を図るとともに、臭気対策、震災対策をあわせて進めるため、最終年度となる「新・再構築クイックプラン」に基づき、道路陥没多発地区での枝線管きよの再構築、取付管対策の実施、枝線管きよの耐震化など、目標達成に向け着実に推進すること。(下水道局)
- 8 合流式下水道の改善をめざし、区部における部分分流の導入促進、沈砂池のドライ化、吐口対策など、最終年度となる「新・合流改善クイックプラン」を目標達成に向け着実に推進すること。(下水道局)
- 9 下水の高度処理を促進するとともに「油・断・快適!下水道」キャンペーンを強化し、都市河川や東京湾の水質改善・水質浄化に資すること。(下水道局)

- 1 0 非常時における生活雑用水としての供給などを考慮し、下水再生水水質基準の高度化などの技術開発、研究に努めること。(下水道局)
- 1 1 東京都内湾の水質改善に向けて、新海面処分場東側護岸での磯浜造成、京浜運河における緩傾斜護岸の整備を進めること。また、海洋生物などを活用した東京湾の水質浄化の検討・調査を実施すること。(港湾局)
- 1 2 中小河川の改修として、日本橋川の水質浄化に取り組むこと。(建設局)

VI 産業の振興で東京を元気に

一 くらしを支える産業の振興について

- 1 中小企業の経営安定化支援として、取引改善指導など下請け企業対策を充実するとともに、事業承継や再生支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 中小企業の販路拡大を支援するために、アジア人材受け入れ育成支援事業など海外展開への支援事業に取り組むこと。中小企業のネットワークづくりを支援するために、広域産業交流・連携の推進を図ること。(産業労働局)
- 3 中小企業への技術支援として、知的財産戦略導入支援事業を実施するとともに、産業人材の育成・確保に取り組むこと。(産業労働局)
- 4 創業支援を進めるために、インキュベーション施設の整備・拡充支援を行うとともに、福祉や環境など社会的な事業を行おうとするNPOなどの事業者に対して、起業に向けた育成支援事業を実施すること。(産業労働局)
- 5 地域工業の活性化に向けて、工場用地や貸し工場などの情報提供システムを構築するとともに、都内に進出意欲のあるものづくり企業の誘致を進めること。また、多摩のシリコンバレー創設に向けて、多摩製造業の特性を活かしながら、アジア企業の誘致活動に取り組むこと。(産業労働局)
- 6 商店街の活性化に向けて、若手商人の育成事業の推進など、区市町村と連携しながら、商店街施策の充実を図ること。(産業労働局)
- 7 若手ファッションデザイナーの発掘・育成など戦略的産業分野の育成を図るとともに、都立産業技術研究センターにおけるバイオ燃料評価技術の開発などに取り組むこと。(産業労働局)
- 8 中小企業制度融資について、責任共有制度の導入に伴い、金融機関による中小企業融資に影響が出ないよう、貸付金の増額を図るとともに、環境格付けを取得している中小企業への環境金融支援を創設すること。また、NPO法人向け保証付き融資をより利用しやすくなるよう工夫するとともに、ベンチャー企業を対象とした資金調達セミナーを創設すること。(産業労働局)
- 9 新銀行東京については、その維持・存続にこだわるのではなく、都民に一番負担の少ない形で、都が新銀行東京から撤退する方法を早急に検討すること。(産業労働局)

二 観光産業の振興について

- 1 これまでのシティセールスの効果を検証し、再構築するとともに、東京の魅力を世界に発信するために、大使館員や公費留学生など東京在住外国人に対する情報提供支援を行うなどの積極的な展開を図ること。(産業労働局)
- 2 島しょ地域への外客誘致の促進を図ること。また、観光まちづくりとして、舟運^{しゅうりん}ネットワークの構築など、水辺の観光資源の活用に取り組むとともに、観光まちづくりをさらに拡充し、大田・品川、あるいは、青梅・奥多摩での取り組みを支援すること。(産業労働局)
- 3 風格ある都市景観形成のため、歴史的建造物に係る保存工事費に対する助成等を行うこと。あわせて、景観計画に基づき水辺空間等の景観誘導を行うとともに、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。(都市整備局)
- 4 受け入れ体制を整備するために、バス路線のマップ作成など外国人旅行者の東京のまち歩き

- を進めるとともに、東京ホスピタリティキャンペーンなどを実施すること。(産業労働局)
- 5 東京港ルネッサンスの推進として、多様で魅力ある舟運ネットワークの形成や良好な港湾環境など、賑わいと潤いある水辺空間の創出に取り組むこと。また、運河における汚泥のしゅんせつを進めること。(港湾局)
 - 6 東京港を一層賑わいのある港とするために、客船誘致など利用促進に向けた誘致活動を推進すること。(港湾局)
 - 7 高潮防御施設の整備として、テラスの連続化やバリアフリー化、江東内部河川の観光資源化や舟運の活性化を促す防災船着き場の活用など、水の都としての再生に取り組むこと。また、橋梁の整備として、勝鬨橋^{かつどき}の再跳開^{ちようかい}に向けて、調査・検討を進めること。(建設局)
 - 8 バス利用客数の拡大や東京の観光振興に資するため、下町ルートや都心ルートなど、新たなバス観光路線の開拓に努めること。(交通局)
 - 9 銀座や上野などの一定エリア内において、ICタグ等の情報最新技術を活用したまちづくりの実用性と効果について、引き続き実証実験を通じて検討すること。(都市整備局)

三 農林水産業の振興について

- 1 東京の農業経営の安定に向けて、水と農地のネットワーク形成事業やふれあい農地保全事業の創設など、農業基盤の整備を図るとともに、都市緑化の推進を通じて、農業経営の安定を図ること。(産業労働局)
- 2 東京の森林を再生させるために、主伐や混交林化推進など、スギ花粉発生源対策に取り組むとともに、多摩産材を活用した住宅建設への補助制度や木質系バイオマスと下水汚泥の混合焼却事業を創設すること。(産業労働局)
- 3 漁業資源の管理として、多摩川での産卵場の整備など「江戸前アユ」復活事業の取り組むこと。また、テングサ磯焼け対策やサメなどによる食害対策などに取り組むこと。(産業労働局)

Ⅶ 災害に負けないまちづくり

一 災害に負けないまちづくりについて

- 1 大地震等の自然災害のみならず、大規模事故やNBC災害などの危機に対応するため、全庁的な取り組み体制を構築すること。(総務局・知事本局)
 - (1) 火山活動状況の調査等の防災に対する調査研究に取り組むとともに、首都直下地震の被害想定や実災害の教訓によって修正した地域防災計画の適正な運用を図ること。(総務局)
 - (2) 総合防災訓練や、図上訓練等を通じて、初動体制の迅速化など危機管理体制を強化すること。(総務局)
 - (3) 地震等の災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための各種施策(応急給水槽の建設・改修・維持管理、避難所機能の強化、障害者や在住外国人などの災害弱者対策、帰宅困難者への情報などの提供、エレベーター閉じこめや高層マンション対策等の防災体制の整備等)を実施すること。(総務局)
 - (4) 八都庁市の連携を深め、防災・危機管理上の広域的課題に協働して取り組むこと。また、外国諸都市とも連携して防災対策を進めていくこと。(総務局・知事本局)
 - (5) 震災発生時の避難・救助活動や被災後の復旧・復興活動が、住民主体により円滑に進むよう、区市町村と連携して復興準備活動を支援すること。また、都民や地域の防災力の向上のため、広報や普及啓発活動、訓練を実施すること。(総務局)
 - (6) 山間部における地震による山あいの集落の孤立、情報連絡体制や避難所運営のあり方などの課題について、山間部を中心に、地元自治体や関係機関と連携し対策を拡充すること。(総務局)
- 2 外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 3 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、都有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、容積配分の活用について検討すること。(都市整備局)
- 4 災害医療対策として、災害医療拠点病院や必要な資器材等の体制整備、医療施設の耐震化を進めるとともに、エレベーターへの閉じこめ防止策を講じること。また、災害派遣医療チームを編成し、災害時の救命に備えること。(福祉保健局)
- 5 都立病院の危機管理体制を充実・強化のため、医療資器材の整備、訓練の実施、緊急地震速報システムの整備、エレベーター地震対策工事を行うこと。また、リスクマネージャー等に対して研修を実施すること。(病院経営本部)
- 6 災害発生時の緊急連絡システムの運営、緊急地震速報システムの活用、災害時帰宅困難者支援など災害対策に取り組むとともに、都立学校へのAED設置を進めること。(教育庁)
- 7 救急救命対策として導入済みのAED(自動体外式除細動器)について、緊急時に適切に使用できるよう、職員研修を実施すること。(交通局)
- 8 危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築を図るとともに、ヘリコプター(おおとり2号)の更新、信号機用自動起動式発動発電機の整備などを図ること。

(警視庁)

- 9 簡易救助工具（ハンマー等）の配備、災害用レッカー車の更新など災害対策資器財の整備を図ること。（警視庁）
- 10 高度救助資器材やNBC対処資器材の整備、消防団装備資機材等の充実、消防水利の整備など、大規模災害時における消防活動能力の強化を図るとともに、地域住民や事業所・区市町村等との連携強化により地域力の向上を図ること。（消防庁）
- 11 都市構造の複雑多様化、建物の大規模化・複合化等による災害の規模や態様の多様化に対応するため、消防艇・救急救助ヘリコプターの整備など水上・航空消防体制の充実や訓練施設の整備を行うなど、消防・救助活動体制を充実強化すること。（消防庁）
- 12 応急手当の普及促進を行い、救命効果の向上を図るとともに、救急搬送トリアージの実施や救急相談センターの活用促進により、都民の自力通院を促して、救急出場件数の抑制を図ること。（消防庁）
- 13 都民生活の中に潜む様々な危険要因について、都民や関係機関に情報提供するとともに、住宅火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の設置促進や都民防災教育センターを活用しての訓練等により、都民の防災行動力の向上を図ること。（消防庁）
- 14 建物の防火管理体制の強化や火災予防査察執行体制の充実強化により、建物の安全性を高め、都民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。（消防庁）
- 15 震災時の活動拠点となる消防庁舎の耐震化を推進するとともに、地域の災害活動拠点としての機能を十分発揮できるよう老朽・狭隘な消防庁舎を計画的に改築・改修すること。（消防庁）
- 16 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防車両や装備・通信機器等の整備を行うこと。（消防庁）
- 17 消防行政需要に応じた効果的かつ柔軟な組織体制の整備を行うとともに、限られた人員の有効活用を図るため、職員の効果的な配置・運用を行い、都民サービスの向上を図ること。（消防庁）
- 18 地下鉄の火災対策として、排煙設備の設置をすすめること。（交通局）

二 耐震改修の促進について

- 1 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和57年1月1日以前から存在していた建築物に対する耐震診断・耐震改修促進のための診断費用・改修費用に対する各種補助・助成や住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額などの制度の積極的活用を促すとともに対象の拡大などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。（都市整備局・主税局）
- 2 東京都震災対策条例第12条に基づいた地域危険度測定調査の結果を踏まえ、防災都市づくり推進計画の見直しなどを行うこと。（都市整備局）
- 3 是政橋などの橋梁整備を進めるとともに、ミネソタ州での橋の崩落事故を踏まえて、橋梁の耐震補強・橋梁補修に万全を期すること。（建設局）
- 4 都市防災への貢献として、水門・排水機場の耐震強化を図るとともに、防潮堤や内部護岸の整備を行うこと。（港湾局）
- 5 主要な私鉄駅舎について耐震性の強化を図るため、耐震補強工事に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。（都市整備局）
- 6 地下駅における利用者の安全を確保するため、排煙設備、避難通路等、火災対策基準を満た

していない地下駅の整備費用を補助すること。(都市整備局)

7 都の所管する福祉施設の耐震化、エレベーター閉じこめ対策を推進すること。(福祉保健局)

8 都営住宅の耐震診断・耐震改修を計画的に実施することにより、都営住宅の耐震化を進めること。(都市整備局)

9 特別支援学校校舎の震災対策、老朽校舎の改築を行うとともに、エレベーターへの閉じこめ対策を実施すること。(教育庁)

10 私立学校のさらなる安全対策促進として、耐震改修が必要な校舎への補助を充実させ、耐震化を着実に進めること。(生活文化スポーツ局)

11 送配水管の耐震性強化や水源及び浄水施設の耐震性強化を図るとともに、水道局震災応急対策計画に基づいた震災時の応急復旧体制や応急給水体制の構築などにより、震災対策を推進すること。(水道局)

三 集中豪雨対策の強化について

1 近年ひん発している局所的・突発的集中豪雨に対して初動体制の強化など対応を図っていくこと。(総務局)

2 今年度策定した「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、「総合的な治水対策暫定計画」を見直すとともに、総合的な治水対策を着実に進めること。(都市整備局)

3 集中豪雨による都市型水害への対応強化に向け、最終年度となる「新・雨水整備クイックプラン」に基づき「重点地区」や「ポンプ対策地区」などにおける対策を目標達成に向け着実に実施すること。(下水道局)

4 総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枮等の普及に努めること。(都市整備局)

5 都市型集中豪雨等による浸水時の路上の安全性を確保するため、マンホールの蓋について浮上・飛散防止型人孔蓋への取り替えを進めること。(下水道局)

6 多摩地域における浸水対策を強化するとともに、下水道100%普及に向け、流域下水道事業を推進すること。(下水道局)

7 中小河川の改修として、河川激甚災害対策特別緊急事業の対象となっている妙正寺川、善福寺川での取り組みを促進するとともに、中小河川の護岸や調節池の整備を進めること。(建設局)

8 高潮防御施設の整備として、東部ゼロメートル地帯における港湾施設・堤防等の耐震対策を推進すること。(建設局)

Ⅷ 魅力あふれる快適な都市づくり

一 都市開発の推進について

- 1 人口や社会経済状況の今後の推移などを見据えつつ、都市開発と都市環境の共生のあり方など、持続可能な都市としての東京の姿について、ビジョンづくりに取り組むこと。(都市整備局)
- 2 品川駅周辺のまちづくりのあり方などについて示した「品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画」並びに今年度策定作業を進めている「(仮称)品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を踏まえ、引き続き都市基盤整備の具体化に向けた調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 3 上目黒1丁目地区における旧国鉄官舎跡地等について、地域特性に十分配慮した有効活用方策を検討すること。(都市整備局)
- 4 地域におけるまちづくりプロジェクトへの提供など、目黒分駐所跡地、馬込車両工場跡地など未利用地の有効活用に努めること。(交通局)
- 5 多摩ニュータウン事業として、広告活動や販売委託など宅地販売を積極的に展開すること。(都市整備局)
- 6 多摩地域における都市づくりについて、社会経済状況を踏まえたあり方や具体化方策等について調査・検討すること。(都市整備局)
- 7 多摩川を活用したランニングコースの整備を進めること。(都市整備局)
- 8 都市再生緊急整備地域に指定された渋谷駅周辺地区について、都市基盤整備などの具体策について、引き続き調査・検討すること。(都市整備局)
- 9 民間活力と所有地の有効活用による都市再生を促進するため、「都市再生ステップアッププロジェクト」を着実に推進すること。また、その他の所有地についても、活用方策を検討すること。(都市整備局)
- 10 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。(都市整備局)
- 11 都市における環境軸の形成を誘導するため、パイロット地区を指定し、具体的手法について検討すること。(都市整備局)
- 12 東京都独自の公園整備の仕組みとして新設した「民設公園制度」について、さらに活用しやすくするための方策について調査・検討すること。(都市整備局)
- 13 都市公園については、武蔵野の森公園などの整備を進めるとともに、緑のネットワーク拠点となる公園について重点的に整備すること。また、臨海広域防災公園の整備など、防災公園を整備すること
- 14 都立霊園については、青山霊園や谷中霊園の再生に取り組むとともに、墓地区画の細分化など、都民ニーズに対応した墓地の募集に努めること。(建設局)

二 都市交通・物流基盤の整備について

- 1 公共交通に関する総合的窓口として、交通政策に関する一元的な専門的部署を設置すること。

- 2 羽田空港の再拡張・国際化に向けて、国の空港整備特別会計に対する無利子貸付を行うこと。また、引き続き、羽田空港の再拡張・国際化、横田基地の民間航空利用に向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。(都市整備局)
- 3 総合物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。(都市整備局)
- 4 総合物流ビジョンに基づき物流効率化施策を推進するため、大型貨物車の走行ルート of 適正化方策の検討などを行うこと。(都市整備局)
- 5 東京外郭環状道路について、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、整備に向けて取り組むこと。(都市整備局)
- 6 長期未着手となっている環状道路整備の推進を図るため、P I (パブリックインボルブメント) による合意形成手法の活用等、地域と連携して調査・検討すること。(都市整備局)
- 7 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、中央環状品川線や環状2号線などの整備については、地元自治体と十分協議をしながら進めること。(建設局)
- 8 中央環状新宿線や中央環状品川線、晴海線などの整備を進めるとともに、首都高速道路株式会社への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。(都市整備局)
- 9 都市高速道路晴海線の延伸や東京臨海地域における公共交通整備などについて、調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 10 首都圏における道路網の拡充のため、都県境を越えた都市計画道路における幅員の不整合、路線の断絶などの解消方策について調査・検討すること。(都市整備局)
- 11 東京港の国際競争力を強化するため、中央防波堤外側に新たな港湾施設を整備するなど、物流インフラの機能向上を図ること。また、大井コンテナ埠頭を公共化するすることにより、港湾コストの縮減に努めること。(港湾局)
- 12 物流ボトルネックの解消に向けて、東京港臨海道路2期を整備するとともに、新木場・若洲線・若洲橋の整備や東京臨海部における物流機能の高度化を図ること。(港湾局)
- 13 「踏切対策基本方針」に基づき、交通渋滞等の踏切問題の早期解消に努めること。(都市整備局)
- 14 京浜急行本線・空港線やJ R 中央線など、鉄道の連続立体交差化事業を推進すること。(建設局) 併せて、京王線の八幡山以西の連続立体化などを進めること。(都市整備局)
- 15 区市町村への補助制度を創設するなど、無電柱化の推進を図るとともに、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を推進すること。また、自転車走行空間を積極的に整備すること。(建設局)

三 快適な公共交通機関の整備について

- 1 区部周辺部における最適な交通システムのあり方について、新たな公共交通システムの技術調査など、必要な調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 2 公共交通網の整備促進を図るため、地下高速鉄道、東京臨海高速鉄道臨海副都心線などに対して必要な助成、出資、貸付等を行うこと。また、京急蒲田駅やJ R 日暮里駅の総合改善事業

を行うこと。(都市整備局)

- 3 西多摩地域住民の生活バス路線を確保するため、市町村が実施しているコミュニティバスの補助制度の創設及び交通不便地域における乗り合いバス事業者への助成に対する財政的支援を講じること。また、ICカードシステムの導入に伴い、必要となる装置設置への支援を行うこと。さらに、運輸事業振興助成交付金を交付すること。(都市整備局)
- 4 バス乗務員への安全指導のため、ドライブレコーダーを活用し、バス運行の安全確保に努めること。(交通局)
- 5 バスの路上故障につながるおそれのある部品の交換サイクル見直しなど、バス車両の予防保全の導入を図ること。
- 6 車両のバスレーンへの違法進入を抑止するバスカメラシステムの導入などにより、バスレーンの走行円滑化を進めること。(交通局)
- 7 バス停留所への簡易型バス接近表示器の設置や標識柱等の他言語表記、地下鉄ホーム案内サインの再整備などにより、地下鉄・バスの情報提供環境について充実を図ること。(交通局)
- 8 バス停上屋の新設・建て替えやベンチの増設など、バス停留所の改善を進めること。(交通局)
- 9 地下鉄駅ホームからの転落防止対策として、可動式ホーム柵の大江戸線導入に向けた技術的検証を行うこと。(交通局)
- 10 変電所設備の機能強化のため最新機器への更新を行い、安定運用の確保を図ること。(交通局)
- 11 地下鉄の運転の安全性向上のため、速度制限装置の設置等を行うこと。(交通局)
- 12 大江戸線及び新宿線の混雑対策として、車両の増備などを進めること。(交通局)
- 13 地下鉄駅構内への専門店の新規開拓など、収入の拡大を図ること。(交通局)
- 14 都電荒川線においては、車両の安全走行のため一般車両併走区間の交差点内軌道敷部分のカラー舗装化を行うとともに、踏切のない交差部には引き続き接近表示器の設置を進めること。(交通局)
- 15 都電荒川線の利用促進や沿線地域への観光まちづくりに資するため、新型車両の導入と老朽化車両の更新を進めること。(交通局)
- 16 日暮里・舎人ライナーについては、安定的な運行を確保するとともに、利用客の拡大に向け、地元地域との連携を図ること。(交通局)

四 住宅の供給について

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。(都市整備局)
- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図るとともに、長寿命化や建て替えの具体事例などの調査・分析を行い、東京都としての分譲マンション建て替え支援モデルを構築すること。(都市整備局)
- 3 環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給を促進すること。(都市整備局)
- 4 都営住宅の建て替えなどにおいては、その所有地を活用し、良質な民間住宅供給を進めるこ

と。東村山市本町地区プロジェクトについては、建物価格の低減化と品質に関する検証を行うこと。(都市整備局)

- 5 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルの防止を普及促進するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図るとともに、礼金・更新料ゼロ運動の展開に努めること。(都市整備局)
- 6 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実を図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。(都市整備局)
- 7 民間住宅助成事業、都市型民間賃貸住宅供給助成事業、都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手法としての活用も図りつつ、住環境の整備に取り組むこと。(都市整備局)
- 8 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、家賃対策補助等を行うこと。また、東京都と区市町村との公営住宅のアンバランスを解消するため、都営住宅の区市町村への移管を推進すること。(都市整備局)
- 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。また、改正された使用承継制度の運用にあたっては、住宅困窮の程度についての配慮を行うこと。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じること。(都市整備局)
- 10 住宅供給公社については、改正地方自治法による指定管理者制度の実施に伴い、廃止や民営化も含めて検討すること。また、空き店舗解消に向けた取り組みを進めること。(都市整備局)
- 11 都民住宅については、入居の促進などに向けた制度改善に取り組むこと。(都市整備局)

五 建築行政について

- 1 建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。(都市整備局)
- 2 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。(都市整備局)
- 3 耐震データ偽造問題を受けた新しい建築確認制度・検査制度にあわせ、建築確認事務の実施体制等の見直しを行うとともに、違法建築物対策の強化、国への制度改善に向けた建築確認事務の現場実務者としての要望・提言などを行うこと。(都市整備局)
- 4 景観形成特別地区における屋外広告物の実態について調査し、その対策を進めること。(都市整備局)

IX 分権・改革の自治体に

一 国際関係について

- 1 都民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを進める立場から、騒音や土壌汚染、まちづくりの障害などの基地問題の解決に努めるとともに、米軍基地の整理・縮小・返還に地元区市町村と連携して積極的に取り組むこと。(知事本局)
- 2 返還までの対策として、「横田基地の軍民共用化の促進」と、空の安全と民間航空の円滑な飛行を確保するために、「横田空域及び管制業務の返還」を、国などに対し強く働きかけ、日米協議の進展を図ること。(知事本局)
- 3 国際共同事業においては、事業の実施を通じて相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、環境対策や新技術開発、産業振興、人材育成など共通の課題に連携して取り組むこと。(知事本局)
- 4 「アジア大都市ネットワーク 21」へ北京市の復帰を働きかけること。(知事本局)

二 分権改革の推進について

- 1 道州制の導入を展望し、八都県市の連携を強めるとともに、共通する事項の統一条例化、広域連合制度の活用などを検討すること。(知事本局)
- 2 東京発自治論を発信するにあたっては、国家全体の利益の視点に立ち、地方分権と地方税財政制度のあるべき姿を明確にし、知事会など自治体間で先導的な役割を取りながら、国にその実現を積極的に働きかけていくこと。(知事本局)
- 3 分権体制に向けて、国と自治体の役割分担の確立による税財政制度の抜本的改革を通じて、税源配分を見直し、自治体への税源移譲を図るよう国に強く働きかけること。(財務局・主税局)
- 4 国における地方自治体間の税収格差是正を名目とした法人事業税の見直しは、地方税の原則を歪めるとともに、自治体の財政自主権を阻害するため、自治体間で連帯して強く反対していくこと。(財務局・主税局)
- 6 平成17年度に行われた法人事業税の分割基準など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置を速やかに廃止するとともに、国直轄事業負担金をはじめとした不合理な地方財政負担を是正するよう国に強く働きかけること。(財務局・主税局)
- 7 区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進めること。(総務局)
- 8 各区市町村が自主的、主体的に一部事務組合や広域連合の活用や区市町村合併を進め得る環境を整備すること。(総務局)
- 9 特別区の基礎的自治体としての特別区の自立、自治権を拡充する観点から、「都区のあり方に関する検討会」において根本的かつ発展的に検討すること。(総務局)

三 区市町村の振興について

- 1 市町村に対して総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定・強化と住民福祉の増進を図るとともに、多摩・島しょ地域の振興の促進を図ること。また、三宅村に対しては、火山

活動災害に伴う災害復旧・復興事業を今後も円滑に進めるため、財政支援を行い、三宅村民の生活再建や産業振興対策に万全を期すこと（市町村総合交付金）。その際、自己責任に基づく自治体運営の確立と自治体の主体性の確立に留意すること。（総務局）

- 2 特別区が行う都市計画事業について交付金を交付し、事業の円滑な推進を図ること（特別区都市計画交付金）。（総務局）
- 3 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること（区市町村振興基金繰出）。（総務局）
- 4 市町村のまちづくりに対する支援として、みちづくり・まちづくりパートナー事業を実施するとともに、市町村が施行する道路や公園などの土木事業に補助すること。（建設局）
- 5 住民基本台帳ネットワークにおける個人情報保護、セキュリティー対策に万全を期すとともに、住基カードの不正取得問題に関して区市町村にさらに注意を喚起すること。（総務局）
- 6 「東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区市町村が処理する事務に係る経費について、必要な措置を講じること。（総務局）
- 7 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。
 - (1) 多摩の振興は、多摩リーディングプロジェクト（改訂版）の推進を通じて、多摩の持続的発展の基礎づくりを促進すること。また市町村の要望を今後もより一層踏まえること。（総務局）
 - (2) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、（財）東京都島しょ振興公社に対する貸付を行うなど、島しょ地域の自立を実現していくこと。（総務局）
 - (3) 国に小笠原諸島振興開発特別措置法の延長の働きかけを行うとともに、航空路開設に関しては、小笠原村の意向や国の動向なども踏まえ、早期に調査・検討に取り組み、航空路案の方針をまとめていくこと。（総務局）
- 8 島しょとの定期船の就航率を向上させるため、大型定期船対応として、岸壁・防波堤等の整備を行うこと。また、ジェットフォイルの対応として、岸壁・泊地^{はくち}等の整備を行うこと。さらに、平成20年度春の再開を目途としている三宅島空港の安定的な運営を確保するための事業を実施すること。（港湾局）

四 行財政改革の推進について

- 1 適正な調達によって、都庁の電子化を促進し、業務の効率化と迅速化や、電子申請などの都民サービスの向上を図るとともに、個人情報保護、情報技術を効果的に活用できるよう事務処理体制を整備すること。（総務局）
- 2 取組の最終年度である「行財政改革実行プログラム」を一層推進し、適切な官民の役割分担や新たな都庁マネジメントの確立を行うこと。（総務局）
- 3 監理団体の自主的・自律的運営と経営改革を促進して、その設立目的を活かすこと。また、公共性・経済性の観点から監理団体の契約の総点検を行い、規定の整備や公表を行っていくこと。（総務局）
- 4 市場化テストを行う際には、事前に政策目標や事業内容を公開して、民間の改革提案を受け付ける仕組みを導入していくこと。（総務局）
- 5 C I O（最高情報責任者）をはじめとして、民間企業等からの管理職・職員の登用をさらに拡大していくこと。（総務局）

- 6 汚職等の再発防止策を着実に実施していくこと。(総務局)
- 7 人事制度に関しては、都政の活性化や都民サービスの充実拡大、全世代の職員の合理的・効率的活用を考えて行っていくこと。(人事委員会事務局・総務局)
- 8 複式簿記・発生主義会計の導入などをふまえ、成果重視の都政運営を実現するとともに、第三者評価の導入を検討すること。(知事本局)
- 9 事業別バランスシートの活用や事務事業評価の実施などによるマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行っていくこと。(財務局)
- 10 公会計に複式簿記・発生主義会計手法を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組むこと。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図ること。(財務局・会計管理局)
- 11 「隠れ借金」の解消や「負の遺産」の処理を積極的に取り組み、強固な財政基盤の確立に向けた施策の再構築を実施するとともに、少子高齢化、人口減少などをふまえた中長期的な視点にたった財政運営原則の確立(財政運営基本条例の制定)を図ること。(財務局)
- 12 社会資本や大規模施設、庁舎などの改修、改築は、多額の経費が必要になることから、財政への影響を平準化するため、基本方針に基づいて計画的に実施していくこと。(財務局)
- 13 都が所有する土地・建物について、既存ストックの有効利活用、未利用地の売却・貸し付け・暫定利用、コスト管理の徹底等を行い、積極的な活用を推進すること。(財務局)
- 14 都が土地を取得する際には、汚染の有無を慎重に見極めるとともに、各局に汚染対策の徹底を指導すること。また、土壌汚染地の評価方法の研究を検討すること。(財務局)
- 15 電子入札の導入を促進するとともに各局入札にも促すなど、入札・契約手続の公正性と透明性を一層高めるとともに、談合など不正の防止に努めること。(財務局)
- 16 発注ロットの設定に当たっては、中小企業の受注機会の確保に留意すること。(財務局)
- 17 一般競争入札の対象が九億円以上の工事に限定されているため、一般競争入札の対象をより広げること検討するとともに、総合評価方式を拡大していくこと。(財務局)
- 18 公営企業においては、新経営計画に基づき、多様化する都民のニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供するとともに、これまで以上の企業努力により、強固な財政基盤と低成長下での都民負担に配慮し、計画的・効率的な事業運営に努めること。(交通局・水道局・下水道局)
- 19 工業用水道事業は、厳しい経営状況に鑑み、一層の経営努力をするとともに、事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について検討を進めること。(水道局)
- 20 下水道管渠を利用した光ファイバーケーブルの敷設を着実に進めるとともに、光ファイバーネットワークを活用した遠方監視制御を進めるなど、下水道事業の効率的な運営を図ること。(下水道局)
- 21 水道施設を資産として捉え、水道施設の状態を客観的に把握・評価し、資産の状態を予測するとともに、いつどのような対策をどこに行うのが最適かを考慮し、計画的かつ効率的に管理する手法としてのアセットマネジメントについて、水道事業への導入に向けた調査・検討を行うこと。(水道局)
- 22 下水道施設を資産として捉え、水道施設の状態を客観的に把握・評価し、資産の状態を予測するとともに、いつどのような対策をどこに行うのが最適かを考慮し、計画的かつ効率的に管理する手法としてのアセットマネジメントについて、下水道事業への導入に向けた調査・検討

を行うこと。(下水道局)

- 2 3 下水再生水、汚泥や下水道施設の上部空間など、下水道の持つ資源の積極的活用を努めること。とりわけ汚泥の有効かつ積極的活用を進めるために、東京都や都関連の公共施設、都が発注する公共事業等への利用促進を働きかけること。(下水道局)
- 2 4 公金の運用管理に万全を期すこと。(会計管理局)
- 2 5 公正・公平に都税の滞納整理を促進し、徴収率の向上に努めるとともに、納税者の個別事情等にもきめ細かな対応を図っていくこと。(主税局)
- 2 7 使用料等滞納金の未収金回収について、各局等と連携を強化して回収を促進するとともに、新たな滞納を発生させない仕組みづくりを進めること。(主税局)
- 2 8 不正軽油(混和軽油)を追放するため、製造・購入・使用のあらゆる段階に対する調査・検税、悪質不申告・不納入(付)業者の摘発に努めるとともに、自治体間の相互協力体制を強化していくこと。(主税局)
- 2 9 小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置等について20年度も継続すること。(主税局)

以 上